

## ＜大子町会計年度任用職員募集案内＞

令和8年4月以降に任用を予定している会計年度任用職員（非常勤職員）について、登録を受け付けています。

なお、登録された全ての方が必ず任用されるとは限りません。ご希望の職種に欠員が出ない等の理由で、連絡がない場合もありますのでご了承ください。

### 1 登録方法

「会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入（写真貼付（データ可））のうえ、総務課に提出してください。

### 2 登録対象となる職種

対象となる職種については、別表の一覧をご覧ください。職種によっては、特定の資格、免許が必要となる場合があるのでご注意ください。

### 3 登録要件

次の要件を満たす方に限ります。

- (1) 令和8年4月1日現在において満18歳以上の方
- (2) 登録を希望する職種に必要な資格免許等を取得している方
- (3) 職務遂行上支障を来さない良好な健康状態を有している方
- (4) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

### 4 登録受付期間及び有効期間

なるべく1月末日までに総務課へ提出してください。その後も隨時受け付けますが、4月からの任用のための選考の対象にならない場合があります。

有効期間は、登録を希望する年度の年度末までとなります。

### 5 任用方法

登録内容を参考に書類選考を行い、書類選考を通過した方へ面接を行います（希望職種は参考のためにお伺いするものであるため、ご希望に沿えない場合があります。）。

面接の対象となった場合にはその旨ご連絡します。面接の対象とならない場合、連絡等はしませんのでご了承ください。

（裏面もご覧ください。）

## 6 任用期間

任用期間は、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）以内です。

## 7 休暇・休日等

勤務条件に応じて、町の規定に基づき年次休暇（有給）等が付与されます。

## 8 給与・社会保険等

- (1) 給料・報酬…別表一覧をご覧ください。
- (2) 通勤手当・費用弁償…常勤職員に準じて支給されます。
- (3) 賞与…支給要件を満たす方に対し、6月、12月に支給されます。
- (4) 勤務条件により、健康保険、労働保険等の適用があります。

## 9 任用までの流れ

面接を行うときは、担当課から連絡があります。その後面接を行い、任用の可否が決定されます。

## 10 その他

- (1) 地方公務員法に規定される服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、分限、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。
- (2) 原則として任用後1か月間は条件付採用とし、その期間を良好な成績で勤務したときに正式に任用となります。
- (3) 他の企業等において就労することとなった場合、特に連絡をしていただく必要はありません。大子町役場から選考についての連絡があったときに、他の企業等へ就労していることをお伝えください。

## 11 問合せ及び提出先

- (1) 登録方法に関する問合せ及び申請書の提出先

〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662番地

大子町役場 総務課秘書職員担当

TEL : 0295-76-8011（直通）

Mail : soumu03@town.daigo.lg.jp

- (2) 各職種の業務内容に関する問合せ

職種ごとの詳しい業務内容については、別表の一覧に記載の各担当所属へお問い合わせください。